改正後	改正前
五　覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）及び医薬品医療機器等法の規定に違反しないよう必要な注意をすること。	五　覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）及び医薬品医療機器等法の規定に違反しないよう必要な注意をすること。
六～八　（略）	六～八　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
（往診診療者等への適用等）	（往診診療者等への適用等）
第四条　法第七条第二項に規定する診療用機器等は、次のとおりとする。	**第四条**　法第七条第二項に規定する診療用機器等は、次のとおりとする。
一　覚醒剤取締法第二条第五項に規定する覚醒剤原料	一　覚せい剤取締法第二条第五項に規定する覚せい剤原料
二・三　（略）	二・三　（略）

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十九号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第三十条の規定に基づき、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日　　農林水産大臣　江藤　拓

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成三年農林水産省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（権限の委任）	（新設）
第十七条　法第五条第一項、第六条第一項及び第二項並びに第十五条の規定による農林水産大臣の権限のうち、食品等流通合理化事業が一の地方農政局の管轄区域内のみにおいて行われる食品等流通合理化計画に係るものは、次に掲げる場合を除き、当該区域を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、法第十五条の規定による権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。	
一　当該計画に記載された食品等流通合理化事業について、法第九条の規定による出資等が見込まれる場合	
二　当該計画に記載された食品等流通合理化事業に要する経費について国の補助が見込まれる場合	